

1 議事日程

〔平成31年太宰府市議会 環境厚生常任委員会〕

平成31年2月28日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第14号 太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第15号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第16号 太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第17号 太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第18号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第19号 太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第20号 太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第28号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第9 議案第29号 平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 意見書第2号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決を求める意見書

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 畠 真由美 議員	副委員長	藤 井 雅 之 議員
委員	陶 山 良 尚 議員	委員	木 村 彰 人 議員
〃	笠 利 毅 議員	〃	船 越 隆 之 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市民生活部長	友 田 浩	健康福祉部長兼 福祉事務所長	濱 本 泰 裕
市民課長	行 武 佐 江	税務課長	森 木 清 二
納税課長	古 賀 良 平	環境課長	川 谷 豊
人権政策課長兼 人権センター所長	寺 崎 嘉 典	国保年金課長	山 浦 剛 志
福祉課長	友 添 浩 一	生活支援課長	菊 武 良 一
高齢者支援課長	川 崎 純 一	保育児童課長	大 塚 源 之 進
ごじょう保育所長	東 珠 実	元気づくり課長	安 西 美 香
子育て支援 センター所長	白 田 美 香		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長 阿部 宏 亮

議事課長 花 田 善 祐

書 記 高 原 真 理 子

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

ただいまより環境厚生常任委員会を開会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第14号 太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の一部を改正する
条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第14号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

人権政策課長兼人権センター所長。

○人権政策課長兼人権センター所長（寺崎嘉典） それでは、議案書の46、47ページ、新旧対照表の40ページをごらんください。

議案第14号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律により、消費税法が改正されたこと、及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律により、地方税法が改正されたことにより、平成31年10月1日から消費税及び地方税を合わせた税率が10%に改正されることに伴い、条例の一部を改正し、会議室の使用料及び冷暖房料を改正するものです。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 今の説明で地方税法の改正に伴って増額するという事は理解しましたが、けれども、この条例に関連してちょっとお伺いしたいんですが、使用料と冷暖房料なんですけれども、非常にこれ、ちなみに第1会議室320円の使用料に対して冷暖房費が320円という形で、非常にバランスが悪いような気がするんです。

今回、昨日も総務文教常任委員会がありました。税法に関して各公共施設の条例が変わっていていますんで、資料として全部見渡すことができるんですけど、その中で今の点とほかの条例との整合性がちょっと気になった場合に、ちなみに市内、市外の利用者の別とか、主に体育施設については市内、市外の利用者を分けてあるんですけど、こういう文化的な施設については当市の場合は分けてないみたいですね。そこら辺も他市の状況を見たところ

で、非常にちょっと市外、市内というのを分けるべきかどうかはまた議論があると思いますけれども、ちょっと疑問があるのと。

あと、これ、体育施設のほうでちょっとありましたけれども、30分という時間の区切りを導入してあって、ちなみにルミナスも施設の利用をしようと思ったら、費用が30分単位なんですよ。そこら辺で、文化施設についても30分単位というのの料金の見直しの可能性があるのか、この3点についてお伺いします。

○委員長（小島真由美委員） それでは、人権政策課長、ルミナスに関して答えられるところの3点で、よろしいですか。

○人権政策課長兼人権センター所長（寺崎嘉典） はい。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長兼人権センター所長。

○人権政策課長兼人権センター所長（寺崎嘉典） まず1点目、冷暖房料と使用料のバランスについては、ちょっと今の段階で即答することが難しいので、後でご説明したいと思います。

それと、後半で人権センターの体育館の使用料でまたご説明させていただきますけれども、今委員おっしゃったように、体育施設と文化施設、太宰府市内に数カ所ずつありますけれども、今の段階では、体育施設についてはおっしゃられたように30分単位で改正、文化施設については1時間単位のまま改正しないということになっておりますけれども、ちょっと所管が集まりまして協議は重ねたところなんですけれども、体育施設についてはやはり30分単位で使用する団体の方が多くいらっしゃると、要望も多かったということで今回改正になっておりますけれども、文化施設のほうについてはそこまで要望もなかったということで、今回改正には踏み切っていないという経過になっております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 30分単位の区切りと、あと市内、市外の分けについても、私もこういう考えがあるというわけでは実はないんですよ。これについては、やっぱり市内の公共施設の整合性とかというところで、将来的に検討したほうがいいんじゃないかという私の意見です。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 要望でよろしいですか。

ほかにありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） それぞれ10円の引き上げでという形で提案されていますけれども、単純に現行の8%から10%に上がるということを前提に計算したときに、10円の引き上げというのがどういうふうな、2%の部分で計算すると端数が出てくるんじゃないかなと思ったりもしたんですけども、その辺はどういう認識でしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長兼人権センター所長。

○人権政策課長兼人権センター所長（寺崎嘉典） もともと新旧対照表40ページをちょっと見てい

ただくとわかるんですけども、会議室が広さによって300円と500円に分かれております。条例によりますと10円未満を切り捨てということになっておりますので、もともと300円に今回1.1を掛けて330円、1.08のときは324円の4円を切り捨てて20円ということになっておりますので、そういう計算の方法でどちらも10円ずつ上がっておるといふような計算になっております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 消費税の増税については反対してきた立場もありますが、今説明をお聞きして、切り捨ての処理をされて若干の軽減になるように対応されているという部分は評価はいたしますけれども、やはりこの8%、そして10%への引き上げを反対した立場でありますので、その分が市民の皆さんに利用料として負担になるということは容認することできませんので、提案されている議案については反対を表明いたします。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（小島真由美委員） 多数挙手です。

したがって、議案第14号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第15号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第2、議案第15号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（森木清二） 議案第15号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」ご説

明申し上げます。

資料は、議案書48ページから56ページまで、条例改正新旧対照表は42ページから49ページまででございます。

資料は、新旧対照表の43ページから45ページが現行条例の内容、46ページから49ページが改正案でございます。

改正箇所は、43ページの表中の手数料を徴収する事務の左端20の項住宅用家屋証明から30の項介護保険料の納付に関する証明のうち、名称等を整理し、現行で使用している証明書等に改めるものでございます。

具体的な改正内容としましては、46ページの改正案、23の項滞納のない証明、25の項評価証明、26の項公課証明、27の項登録証明、28の項資産証明、29の項無資産証明を追加するものでございます。なお、現行31の項以降の事務につきましては、特に変更する事項等はなく、項番を繰り下げております。また、今回の改正では、手数料の額の変更はございません。

以上、太宰府市手数料条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 額の改正はないということだったんですけども、逆に額の改正がない理由を教えてくださいんですけども、これ、手数料の単位が100円単位というところで、非常にこれ遊びというか、余裕があるところで、そこら辺で吸収されてしまうということなのかなと思いますけれども、消費税自体が3%、5%、8%とずっとアップしてくる中で、今回だけがこの手数料の範囲内でおさまるという認識なのか伺います。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（森木清二） お答えいたします。

手数料につきましては、確かに100円単位ということで、今までこういう形で手数料の金額を設定しておりましたけれども、今回の8%から10%に消費税が上がります分、近隣等あるいは県内等、この手数料の額を改めるという自治体というのはほとんどございませんで、筑紫地区でいきますと、改めるところはございません。太宰府市だけまた今回これを上げるということにつきましては、ちょっと問題ではないですけども、市民に負担が行くのかなということで、今回はこのままの金額で手数料を考えております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小畠真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第15号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時12分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第16号 太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（小畠真由美委員） 日程第3、議案第16号「太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） おはようございます。

議案第16号「太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は57ページ、58ページ、新旧対照表は50ページとなっております。

新旧対照表の50ページをごらんください。

現在本市では、自然災害で被害を受けた方に対し、その生活の立て直しに資するため、太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害援護資金の貸し付けを行っておりますが、その上位法であります災害弔慰金の支給等に関する法律、及び同法施行令が改正されましたので、関連した条例の改正を行うものでございます。

まず、第14条ですが、保証人については市町村が条例で定めることとなったことから、第14条に保証人を追加し、従来の第15条から保証人を削除いたします。

同じく第14条ですが、従来の貸付金の利率が年3%となっておりましたところを、今回市町村が年3%以内で定めることとなりましたので、本市の災害弔慰金の支給等に関する条例の貸付利率を、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は年1%と改正いたします。加えまして、保証人についての債務内容について明記をさせていただいたところでございます。

続きまして、第15条でございますが、従来の災害援護資金の償還方法は年賦または半年賦でございましたが、今回、改正された法律施行令に月賦償還が追加されたことに伴いまして、条例にも月賦償還を追加したものでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第16号「太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第17号 太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第4、議案第17号「太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

人権政策課長兼人権センター所長。

○人権政策課長兼人権センター所長（寺崎嘉典） それでは、議案書の59ページから61ページ、新旧対照表の51、52ページをごらんください。

議案第17号「太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律により、消費税法が改正されたこと、及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律により、地方税法が改正されたことによ



り、平成31年10月1日から消費税及び地方税を合わせた税率が10%に改正されることに伴い、条例の一部を改正し、体育室等の使用料を改正するもの、並びに教育部所管のスポーツ施設において、利用者の利便性を図るため、これまで1時間単位での貸し出しとしていたものを30分単位の貸し出しに対応できるよう改正されることに伴い、同様の施設である南体育館においても同様の改正を行うものです。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 増額の内容については理解しましたがけれども、もうちょっと細かい話なんですけれども、ほかの同じ体育施設関係と比べまして、この利用者の区分のほうが、ちなみにほかの体育施設は一般とか小・中学生、高校生という区分があるんですけれども、この施設については一くくりという形で、逆に小・中学生とかが利用する場合はこの金額ではちょっと負担が大きいのかなという気もしまして、これらの内容についての検討、方向についてどういうふうにお考えかお聞きます。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長兼人権センター所長。

○人権政策課長兼人権センター所長（寺崎嘉典） ちょっとほかの施設が全部分かれていましたですかね。ちょっとほかの所管の分まで把握しておりませんでしたので。

南体育館は団体で、サークルで使われることが多いので、体育室はほとんど団体の方がご利用されてあるということと、一番小・中学生が使ってあるサークル室、卓球室については5分の1といいますか、新旧対照表52ページ見ていただければおわかりですけれども、体育室が500円、サークル室については10分の1に設定しておりますので、そこら辺でちょっと子どもの分と大人の分という考え方で調整していると思われまして。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） これについても、市内の全施設についてちょっと将来的に整合性も含めたところでちょっと見直すという機会があってもいいかなと思っております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長、よろしいですかね。

よろしく願いいたします。

○人権政策課長兼人権センター所長（寺崎嘉典） また、調べて検討させていただきます。

ありがとうございました。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長(藤井雅之委員) さきに反対しました議案第14号と同様の内容であると判断いたしまして、この議案についても反対を表明いたします。

○委員長(小島真由美委員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

○委員長(小島真由美委員) 多数挙手です。

したがって、議案第17号「太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時20分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第18号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○委員長(小島真由美委員) 日程第5、議案第18号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(山浦剛志) 議案第18号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は62ページから64ページ、新旧対照表は53ページから58ページになります。

また、本日配付資料といたしまして、資料1の国民健康保険税率比較表、及び資料2の太宰府市国保運営協議会から出されました答申書の写しをお配りしております。よろしくお願ひします。

今回の改正は、国民健康保険税のうち基礎課税額、いわゆる医療給付費分と、後期高齢者支援金等課税額、いわゆる後期高齢者支援金等分の税率改定についてと、国民健康保険税の応益割、これは均等割、平等割でございますが、それに係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについてでございます。

条例案の説明の前に、本日お配りいたしました資料1をごらんください。

まず、医療給付費分、ここでは医療分と記載をしておりますが、後ほどご説明します条例案

では基礎課税額のことをございます。所得割を現行7.10%から7.37%へ、均等割は現行のまま据え置きまして、平等割を現行2万6,500円から2万8,000円に改定するものでございます。

次に、後期高齢者支援金等分につきましては、所得割を現行の2.40%から2.47%に、均等割を8,000円から8,300円に、平等割を8,100円から9,200円に改定するものでございます。

なお、介護納付金分につきましては、所得割、均等割ともに現行のまま据え置くものとしております。

それでは、この表を踏まえまして、条例案の改正部分を順に説明させていただきます。

新旧対照表のほうでご説明は申し上げます。

まず、第3条についてでございます。第3条は、基礎課税額の所得割の税率を規定したものでございます。先ほどの表でごらんいただきましたように100分の7.10を100分の7.37に改定するものでございます。

第5条につきましては、基礎課税額の平等割額を規定したものでございます。平等割額につきましては、第1号の通常の世帯につきましては、先ほどの表にありましたように2万6,500円から2万8,000円に、第2号の特定世帯、これは世帯員が後期高齢者医療制度に移ったことによりまして、国保加入者が1人だけとなった世帯でございますが、こちらにつきましては地方税法第703条の4に基づきまして、5年間に限り第1号世帯の2分の1となっておりますことから1万3,250円を1万4,000円に、また、第3号の特定継続世帯は、特定世帯としての期間終了後も国保加入者が1人だけの状態を継続している世帯でございすけれども、こちらでも地方税法第703条の4に基づきまして、3年間に限り第1号の世帯の4分の3となっておりますことから、1万9,875円を2万1,000円にそれぞれ改定するものでございます。

次に、第6条でございます。第6条は、後期高齢者支援金等分の所得割について規定したものでございます。こちら先ほどの表にございましたように、100分の2.40を100分の2.47に改定するものでございます。

次の第7条は、後期高齢者支援金等分の均等割額を示したものでございます。こちらにつきましては8,000円を8,300円に改定するものでございます。

第7条の2につきましては、後期高齢者支援金等分の平等割額を示したものでございます。こちらにつきましては、第1号の通常の世帯が8,100円を9,200円に、第2号の特定世帯につきましては4,050円を4,600円に、第3号の特定継続世帯につきましては6,075円を6,900円に改定するものでございます。

次の第21条は、国保税の均等割、平等割額の減額、いわゆる軽減措置についての条項でございます。今回の税率改定に伴いまして軽減額を改めるものでございます。第1号は7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減の規定でございまして、第1号のイの(ア)(イ)(ウ)及びウ、並びにエの(ア)(イ)(ウ)につきましては、第5条の各号及び第7条に規定する均等割額、並びに第7条の2に規定します平等割額の7割の額に、第2号では同じく5割の額、第3号では2割の額にそれぞれ改めるものでございます。

以上が国保税率改定に伴う改正部分でございます。

次の第24条の改正は、被用者保険——社会保険のことですが——の被保険者本人が75歳に到達したことによりまして後期高齢者医療制度に移ることに伴い、被用者保険の被扶養者から国保の被保険者となられた65歳以上の方、旧被扶養者と申しますが、その方に対する国保税のうち応益割の減免措置について、これまで期間の定めがなかった適用期間を2年間に限定する文言を追加するものでございます。

この旧被扶養者に対する減免制度につきましては、後期高齢者医療制度が導入されるときにもともと適用期間を2年間ということを実施することとしておりましたが、後期高齢者医療制度で同様の軽減措置が当分の間ということに継続されることになりましたことから、国民健康保険につきましても同様の措置がとられていたものでございます。

来年度から後期高齢者医療制度におきまして、制度の持続性を高めるため、世代間、世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、この軽減措置を2年間とされることになったことを踏まえまして、国民健康保険制度も同様の見直しを行うこととなったものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） まず、運営協議会の資料を中心にちょっと質問をさせていただきますけれども、今回の提案を見ておりますと、資料1で提案の部分が出されておりますが、基本的に運営協議会からの答申をそのまま上げてきておられるというふうに思いますけれども、以前は運営協議会が答申をされても、それよりも緩和したもので提案をされてきたこともありましたが、まず今回はこのまま運営協議会の答申をそのまま提案されるに至った理由をもう少しお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） 今回改定案についてご審議をいただくときに、もともとこの改定案というのは最初から出されたものではございませんで、幾つかのケースということでお出しをしております。

納付金の制度が国保制度改革に伴いまして入っておりますが、その納付金の1人当たりの納付金額というのが、算定いたしましたところ、昨年度に比べて極端に上がってしまっているというのが一つございました。

昨年度もご説明いたしました、制度改正に伴います負担緩和措置、そちらが昨年度は全体で6,500万円の措置額、太宰府市に対してあっておりましたけれども、今回はそれが2億

2,000万円ほどに膨れ上がってしまっています。これは、平成28年度ベースまで抑えていこうということで県のほうが財源を投入しているわけですが、これが3年たちますと、昨年度申し上げましたけれども、この負担緩和措置がなくなるということになりますので、これを考えますと、その分税で負担をしていかざるを得なくなってくるということになりますので、急にその分をどんと反映させるわけにはいかないだろうということで、それがなくなっても大丈夫なように、そこに近づけるために歩幅を少し伸ばしたというふうにお考えいただければよろしいかと思えます。

そういうふうな説明で、運営協議会のほうでもいたしましたし、運営協議会の被保険者代表の方のご意見もいろいろお伺いしましたけれども、やはり一気に上がって負担感を感じるよりも、階段を上がるように少しずつ上げていただいていたほうが負担というのは感じないんじゃないかというふうなことで。

もちろん引き下げができれば、将来的にそういったところも考えていかないといけないだろうとは思いますが、今のところ納付金が負担緩和措置がなくなった後どうなるのかというのが、まだ何も見えてきません。

今回先ほど2億2,000万円の負担緩和措置ということで申し上げましたが、県も想定外の金額で、昨年度は負担緩和措置を適用した自治体が二十四、五だったと思いますが、今回は60市町村のうち56、ほとんど負担緩和措置を適用しないといけないような状況になっております。

それほどちょっと今回納付金の算定額が上がっているということで、結果そういうふうな形で、それがなくなったときのリスクを考えて、できるだけ答申に近づいてということになっております。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 今回の答弁を理解しますと、運営協議会のほうの資料2の2ページの2番のところで、最後、平成31年度の税率を現行のまま据え置く、もしくは引き下げた場合、次年度以降の負担緩和措置のあり方によっては大幅な税率を引き上げることも必要になるというようなことが、今回の答申の部分の理由としても上げられていますけれども、では、仮定の話ですけれども、特にこの大幅に税率を引き上げる必要という部分、税率の引き上げという部分に絞れるかもしれませんが、この答申のとおり実施をされたら、次年度以降の税率の引き上げについては、それでもまだ、今課長の説明であった階段を上がるような、じわじわと引き上げの見込みなのか、それとももうこれで頭打ちというふうに理解しておいていいのか、その見通しについてはどういうふうになっているのかお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） これは、県のほうから毎年出されます納付金の算定額で変わってこうかと思えます。それをもとに太宰府市の税率というのを考えていかないといけない、その納付金を賄えるかどうかというのを考えていかないといけないということでございます。

納付金額が当然下がれば、このあたりも税率を引き下げることができるけれども、ただ先ほどから申し上げましたように、負担緩和措置が今入っている中での制度になっておりますので、負担緩和措置がもし来年度なかった場合、大体医療分のほうが、所得割が8.12%で、均等割が2万7,340円、平等割が3万460円ですね。そして、後期高齢者支援金等分が2.69%になります。均等割が9,020円、平等割が1万50円、そして介護納付金分についてはそのままということになるということでございます。

ちなみに、現在先ほどから何度も繰り返しておりますが、負担緩和措置入っている状況ですので、標準保険税率、その分の数字を申し上げますと、今回ご提案させていただきました税率よりも標準保険税率は低い税率になっております。

これも申し上げておきます。標準保険税率でございます。医療分の所得割6.87%、均等割2万7,216円、平等割2万6,816円ですね。後期高齢者支援金等分、所得割2.23%、均等割7,896円、平等割は7,876円です。介護納付金分、こちらは所得割が1.88%、均等割が1万6,161円ということになっております。

ですので、県のほうから出されております標準保険税率、こちらにつきましては今回ご提案しておる税率よりもやや低目になっております。ただ、あくまでも先ほどから申し上げておりますが、2億2,000万円負担緩和措置が入っての標準保険税率ですので、これがもしなくなった場合には、その分税率を一気に上げないといけないというふうな形になると。

さらに、来年度以降は、平成28年度から平成31年度までの1人当たりの医療費の伸びですが、県のほうは7.48%ぐらいで見込んでおります、平成28年度からですね。ただ、平成32年度になりますと、さらにその伸びが増えてきますので、恐らくまた額は高くなるのではないかなど、1人当たりの額がですね。

そういったところがございまして、そういったところを見込みまして、今回のご提案とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） では、最後にいたしますけれども、ただ運営協議会のほうからも附帯意見が出ておりますね、3ページで。(1)においては、市長も施政方針の場で実施を表明されておりますが、とりわけ運営協議会のほうから言われています(2)の部分、今後も税率の見直しに当たっては、被保険者の負担能力への配慮に努めることというのが附帯意見で1個上がっております。これについて、どういうふうに今後対応していかれるのか、お考えがあればお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） 今回の税率改定につきましても、私どももこの辺のところを一番気にしたところでございます。

委員の皆様もご存じのように、国保の被保険者の方というのは他の社保に比べますと所得の

低い方がどうしても多いということで、このあたりをどういうふうにか考えるかということでございましたけれども、所得割のほうをまず上げる方法と、応益割——均等割、平等割——を上げる方法と、極端に言ったら2つの方法があるかと思うんですけども、所得割のほうの税率を上げますと、余り国保税収という意味では上がってこない。なぜなら、所得の多い方が少ないということで、極端に高い方は高いと、限度額いっぱいまできてある方については、どれだけ税率を上げてそれ以上税額は増えないわけなんですよね。ということはということかということ、低い方にも一定のご負担をしていただく応益割を伸ばしていかざるを得ないのかなというふうに考えました。

ただ、じゃあ低い方、応益割ばかりを伸ばすと、今度消費税と同じように逆進性の問題も出てきようかなということがありまして、その辺もやはり考えまして、もう一つあるのが、保険基盤安定制度がございます。その辺、国とか県、市も負担をしないといけないと。要するに、先ほど条例案でもご説明しましたように、7割、5割、2割の軽減措置がありますので、所得の低い方につきましては、その軽減措置、応益割については受けられるわけなんですよね。ですから、上げた分がそのまま所得の低い方にどんとかぶさるわけではありまして、一定のそれなりに所得の低い方については、応益割については軽減が受けられるようになっております。

その軽減を受けられた分はどうかということですが、それは国とか県、あるいは市も一般会計からの法定内の繰り入れということで、一定額補填がされるようになります。これは、法定外繰り入れとは別ですので、地方財政対策の中でも盛り込まれているものでございまして、これ認められていますので、そういったところで国も出す、県も出す、市も出す、被保険者もやはり負担をしていただくと。みんなで負担をして国保制度を支えるというふうな形で考えるのが、やはり今一番苦しい国民健康保険特別会計を維持していくためには必要じゃないかということで、応益割のほうを若干増やさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかに。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） この税率の改定、増えた分はわかるんですけども、ちょっとなかなか率だけではイメージしにくいんですが、ちなみに標準的な世帯で、大体増額的に、増える金額的に幾ら増えるのかと、それとあと幅、幾らから幾らの増額が今予想されるということをちょっと聞きたいんですが。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） 額的なお話になろうかと思っておりますけれども、一番国保の被保険者の方で、うちのほうでいろいろ調べてみましたら、所得33万円以下の世帯というのがやはり一番多いと、これはやはり高齢者が多くて年金生活者が多いということですので、それが多いと。

次に多いのが100万円から200万円の世帯ということで、こちらもやはり高齢者が多いということでございます。

ちなみに、そちらの世帯のケースでいいますと、3人世帯ということで想定をさせていただきまして、ご夫婦とお子さんが1人ということで、あと介護納付金がある場合、ない場合があるかと思えます。40歳以上64歳未満の方は国保税に介護納付金というのが追加されます。そういった方がいらっしゃらなければ介護納付金はありませんので、ケース・バイ・ケースということもありますけれども。

例えば、介護納付金も全然ない場合、若いご夫婦の場合ということでまず申し上げたいと思えます。給与収入で300万円ぐらいですけれども、そういった方で申し上げますと、保険税額が現行ですと28万9,000円です。それが、改定後の税率でいきますと、29万7,900円、8,900円ぐらいの増ということで、大体3.08%ということになります。

次に、介護納付金、ご夫婦だけの場合ですね。ご夫婦だけの場合、介護納付金がかかるということだと、35万4,700円が36万3,600円、こちらも8,900円で2.51%増ということになります。

次に、全員が40歳以上ご夫婦と子どもまでかかるという場合ですが、現行が37万900円。それが改定後税率は37万9,800円ということで、こちらも増減8,900円で、2.4%ぐらいの増と。たまたま同じぐらいの額的にはなっているということでございます。介護納付金も全然上がっていないというのがありますので、恐らくそういうふうになるんだろうと思えます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 提案の議案につきましては、今課長のほうからもそれぞれのモデルケースにおける負担増になる割合等の答弁もありました。当然これは加入者個々の所得の問題も絡みますので、皆さんが加入者全体のこういった形での負担増になるものではないという部分も理解はしておりますが、しかし国民健康保険税の連続引き上げであり、所得状況においても加入されておられる方の所得が負担の割合に見合うだけの、払えるだけの所得が増えているというような状況でもない中での連続引き上げであり、容認することはできませんので、反対を表明いたします。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（小島真由美委員） 多数挙手です。

したがって、議案第18号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時46分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第19号 太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第6、議案第19号「太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（川谷 豊） それでは、議案第19号「太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」説明いたします。

議案書は65、66ページ、条例改正新旧対照表は59ページでございます。

内容といたしましては、迷い犬等を市が抑留した際の飼い主からの手数料等につきまして、本年10月の消費税率の改正に伴い、100分の108を乗じた額としておりますところを100分の110を乗じた額と改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 確認ですけれども、今説明でありました迷い犬を保護したときの手数料への消費税ということですが、税率がかからない、要は基本の料金というか、そこは幾らになっているのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 環境課長。

○環境課長（川谷 豊） 3点ございまして、抑留に係る手数料は1頭につき200円、それから飼育に係る手数料は1頭1日150円、返還手数料は1頭につき1,000円ということで規定をしております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長(藤井雅之委員) 提案の議案につきましては、反対しました議案第14号、議案第17号と同様の内容であると判断しまして、こちらについても反対を表明いたします。

○委員長(小島真由美委員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

○委員長(小島真由美委員) 多数挙手です。

したがって、議案第19号「太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時48分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第20号 太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長(小島真由美委員) 日程第7、議案第20号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

環境課長。

○環境課長(川谷 豊) それでは、議案第20号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」説明いたします。

議案書は67、68ページ、条例改正新旧対照表は60ページでございます。

内容といたしましては、家庭系一般廃棄物の臨時収集及び犬猫等の死体収集の手数料につきまして、本年10月の消費税率の改正に伴い、100分の108を乗じた額としておりますところを100分の110を乗じた額と改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長(小島真由美委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 提案の議案につきましても、今委員会に付託された議案で反対いたしました消費税関連の議案ですので、同様に反対をいたします。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（小島真由美委員） 多数挙手です。

したがって、議案第20号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時50分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第28号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第8号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第8、議案第28号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第8号）について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連する項目として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目についてはあわせて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、関連として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目については歳出の中であわせて説明をお願いいたします。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書は12ページ、13ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費の060国民健康保険事業特別会計関係費について執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） 3款1項1目、細目060国民健康保険事業特別会計関係費、28節繰出金の国民健康保険事業特別会計基盤安定制度繰出金1,927万3,000円についてご説明いたします。

こちらにつきましては、県からの交付決定通知に基づきまして、国保特別会計への繰出金の増額補正をお願いするものでございます。

保険基盤安定制度繰出金は、低所得世帯に対する保険税軽減措置に伴いまして、減収となる部分を補填する保険税軽減分と、低所得世帯が多い国保の財政基盤の強化等に資するための保険者支援分で構成されておりまして、保険税軽減分は県が4分の3、市が4分の1を、また保険者支援分につきましては国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1ずつ負担をすることになっております。今回計上させていただいております増額分1,927万3,000円の内訳でございますが、保険税軽減分が1,224万2,000円、保険者支援分が703万1,000円となっております。

なお、これに伴う財源といたしましては、8ページ、9ページをお開きください。

14款国庫支出金、1項1目3節保険基盤安定制度負担金保険者支援分として351万5,000円と、一番下になります15款県支出金、1項1目3節保険基盤安定制度負担金については、保険税軽減分及び保険者支援分として1,093万9,000円、残り481万9,000円は全て一般財源からとなります。

補正予算書12ページ、13ページにお戻りいただきまして、国民健康保険事業特別会計繰出金1億7,232万2,000円についてご説明いたします。

本市の国民健康保険事業特別会計につきましては、これまで最大で約10億5,600万円の累積赤字がございましたが、平成27年度、平成28年度の両年度にそれぞれ5億円ずつの一般会計からの繰り出しを行い、国保特会の累積赤字の縮小に努めてきたほか、残りの赤字につきましても、これまでの議会ですべて、制度改革前の赤字については制度改革時には一旦整理をするという回答をしていたところでございます。

制度改革前の最終年度でもあります平成29年度の決算が昨年9月議会におきまして認定をいただきましたことから、今回制度改革前の累積赤字を解消するための財源として、一般会計からの繰り出しを行うものでございます。

財源といたしましては、こちらも全て一般財源からとなります。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に進みます。

4目障がい者自立支援費の033障がい児通所支援給付関係費について説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） 続きまして、4目障がい者自立支援費、細目33障がい児通所支援給付関係費についてご説明いたします。

20節扶助費の障がい児通所支援給付費につきましては、当初、3億500万円の予算措置をいただきまして、その後、12月議会におきまして、平成30年度上半期の実績をもとに積算をし、1,342万6,000円の補正予算をご承認いただきましたところでしたが、その後の下半期の実績が見込みを上回り、予算が不足いたしますことから、今回430万円の補正をお願いするものでございます。

最終の予算額といたしましては、今回の補正を含めると3億5,272万6,000円となる予定でございます。

この事業に際しましての歳入でございますが、予算書8ページ、9ページをお開きください。

14款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金の欄になりますが、障がい児通所支援給付費215万円、同様に県負担分といたしまして、15款1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金の障がい児通所支援給付費107万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） かなり増えているということはわかったんですが、通所支援を利用する方が増えているというざっくりとした理由だったんですけども、もうちょっと詳しく、通所支援についても児童の発達支援とか、放課後デイサービス、その他があると思うんですけども、利用者が増えているのか、利用回数が増えているのか、利用料金が上がっているのか、そこら辺の分析の内容について伺います。

○委員長（小畠真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） 通所支援の放課後等のデイサービスが主になってくるかと思いますが、近年、全国的に営利法人を中心に通所支援の事業者数がまず増加をしております。本市におきましても、現在11事業所が市内のほうにあります。これに伴いまして、利用者数と利用者1人当たりの利用回数も両方増加しているという状況でございます。利用料につきましては、昨年と変わっておりませんので、1人当たりの利用回数の増と事業者数の増、事業所の充実、そういったものが要因であるというふうに考えております。

○委員長（小畠真由美委員） よろしいですか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 利用者が増えている、回数が増えているということは、内容も含めたところでよくなっているというふうに理解したいところなんですけれども、ちなみにこの財源のほうなんですけれども、12月の補正でも上がった、今回も上がったというところで、これ国、

県のほうに要望すれば、ほぼ満額補助というのはつくもんなんでしょうか。もしかしたら、ある程度のアップがあつて、残りを市ということもあり得るのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） この事業は国庫負担金の制度で事業展開しておりますので、年度末決算を翌年度の当初に実績報告をいたしまして、翌年度にそれぞれ国が2分の1、県が4分の1というふうな形で、足りない場合については追加で交付をいただいているところでございます。以上です。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

○委員（木村彰人委員） はい。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 説明はよくわかりましたし、12月にも詳しく聞いているんですが、要するに需要が増えれば、その分どんどん拡大していくという仕組みのように思えるんですね、金額的な面で言えば。かなりの大きな負担になっていくことが予想されるという話がこの間もあったかと思うんですが、この制度が何らかの形で見直しされる動きというようなものはあるんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） 現在のところ、国の動き等については承知をしておりません。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） では、次に進みます。

4款1項2目保健予防費の050成人健康診査費について説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） それでは、4款1項2目、細目050成人健康診査費740万円の増額補正についてご説明申し上げます。

補正予算書は12ページになります。

13節委託料、健康診査等委託料につきましては、一般健康診査、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん等の各種がん検診の委託料になります。

乳がん、子宮頸がん検診の1月末までの受診者数が前年度と比べて乳がん検診で232人、子宮頸がん検診で52人増えていることと、今年度から開始いたしました50歳以上を対象とした2年に1回の胃がん検診の胃内視鏡検診の受診率が、見込みの5%——781人——よりも伸びているため、委託料の増額をお願いするものです。

説明は以上です。

ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入に入ります。

補正予算書8ページ、9ページをお開きください。

1款7項1目歴史と文化の環境税の現年課税分について執行部の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（森木清二） 1款7項1目歴史と文化の環境税、1節現年課税分の増額補正510万円についてご説明申し上げます。

歴史と文化の環境税につきましては、当初予算で8,000万円の収入を見込んでおりましたが、本年度の申告がほぼ終わりました。税収額が予算額よりも500万円余り上回ることから増額補正するものでございます。

税収が増加いたしました主な要因は、大型バスの駐車台数が当初の見込みよりも増加したことによるものでございます。これは、依然として博多港に入港するクルーズ船の数が高水準となっており、クルーズ船での中国人観光客の増加、また格安航空会社などを利用した東アジア地域からの観光客の増加によりまして、多数の方がツアーバスで本市に訪れたことが税収増の要因であると考えております。

なお、当委員会の所管外になりますが、補正予算書の12、13ページ、歳入の2款2項1目25節積立金に歳入と同額の510万円を増額補正していますことを参考までに申し添えます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） その他の歳入につきましては、歳出とあわせて既に説明を受けたので、次に進みます。

補正予算書4ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正のうち、所管分であります3款2項保育所等整備事業について執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） 第2表繰越明許費補正の追加の表の上から1項目めになります。

3款民生費、2項児童福祉費、保育所等整備事業の2億3,722万7,000円でございますが、都府楼保育園を運営する法人が建てかえする定員150人の保育園について、工事の完成が平成

31年度になるため、繰越明許費補正をお願いするものです。

なお、補助金の交付につきましては、平成30年9月25日付で既に交付決定を受けております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 議案第28号の当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で本案に対する説明、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第28号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第8号）について」の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第29号 平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第9、議案第29号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

補正予算書は16ページ、17ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） 補正予算書17ページをごらんください。

このたびの補正予算は、歳入歳出に1億3,421万7,000円を追加し、それぞれ74億6,973万円とするものでございます。

内容についてでございますが、歳出からご説明をさせていただきます。

補正予算書24、25ページをごらんください。

2 款の保険給付費につきましては、一般被保険者分の保険給付が当初見込みよりも伸びましたことから、1 項 1 目の一般被保険者療養給付費、2 款 2 項 1 目の一般被保険者高額療養費ともに当初予算に不足が生じております。このため、1 項 1 目の療養給付費につきましては 8,499 万 4,000 円、2 項 2 目の高額療養費につきましては 4,922 万 3,000 円の合計 1 億 3,421 万 7,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

これらの財源といたしましては、補正予算書 22、23 ページの歳入のところをお願いします。

本年度からの国保制度改革によりまして、2 款の県支出金、1 項 1 目保険給付費等交付金の中の 1 節普通交付金が全額受けられることになっておりますことから、同額を計上しております。

また、24 ページ、25 ページにお戻りください。

次に、3 款国民健康保険事業費納付金、1 項 1 目の一般被保険者医療給付費分についてでございます。こちらは財源更正でございまして、先ほどの一般会計のところでもご説明いたしました保険基盤安定制度繰出金を、補正予算書 22、23 ページになりますが、歳入の 4 款 1 項 1 目一般会計繰入金の 1 節保険基盤安定制度繰入金（保険税軽減分）1,224 万 2,000 円と 2 節の同（保険者支援分）703 万 1,000 円の計 1,927 万 3,000 円を繰り入れますとともに、多く見込み過ぎておりました都道府県繰入金を 1,927 万 3,000 円減額するものでございます。

再度、24、25 ページをお願いします。

次に、11 款 1 項 1 目前年度繰上充用金についてでございます。

こちらにつきましても、一般会計補正予算案のところでご説明しましたように平成 29 年度までの累積赤字分でございまして、今回これを全額解消するために財源更正を行うものでございます。

このため、補正予算書の歳入の部分、22、23 ページのところに戻りますが、6 款 2 項 1 目の歳入欠かん補填収入 1 億 7,232 万 2,000 円を全額減額するとともに、4 款 1 項 1 目一般会計繰入金の 6 節その他一般会計繰入金に同額を計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第29号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 意見書第2号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決を求める意見書

○委員長（小島真由美委員） 日程第10、意見書第2号「建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決を求める意見書」を議題といたします。

提出者が委員として出席しておられますので、内容について補足説明がありましたら、お願いをいたします。

よろしいですか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 補足説明ということで、若干させていただきますけれども、現状でも建設アスベスト被害の被害者のうち、国の機関において認定された、アスベストによって被害をこうむったと認められた方についての補償等が行われているということはございます。

しかし、意見書の提案理由の際にも申し上げました意見書にも案文として載せておりますが、建設従事者の数多くが複数の現場にわたって就労する、あるいは重層下請構造という構造的な問題で認定をされていない方がおられるのも事実であります。

そういった方への補償等も早期救済解決のために必要な措置であるという趣旨の意見書でありまして、同意見書につきましては、近隣市でいっても昨年の12月議会で大野城市議会において全会一致可決をされております。また、那珂川市是那珂川町時代に同様の意見書が可決をされているという事例もございますので、ぜひ太宰府市議会でも意見書を可決いただきまして、国に建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決を求める意見書の提出をしていただきたいということを重ねてお願いいたしまして、補足説明といたします。

○委員長（小島真由美委員） 補足説明が終わりましたが、意見書第2号に対して質疑はありますか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

それでは、意見書第2号について協議を行います。

ご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで協議を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、意見書第2号「建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決を求める意見書」については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時12分)

○人権政策課長兼人権センター所長(寺崎嘉典) 済みません、委員長。

○委員長(小島真由美委員) 人権政策課長兼人権センター所長。

○人権政策課長兼人権センター所長(寺崎嘉典) 恐れ入ります。

議案第14号、ルミナス条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきまして、木村委員から室料と冷暖房料のバランスということでご質問いただきまして、調べて回答させていただきたいと申し上げましたけれども、先ほどちょっと確認しましたけれども、積算根拠というのが明確にわかりませんでした。今後また見直しのときにご意見を検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長(小島真由美委員) それでは、進めます。

以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小島真由美委員) ここでお諮りいたします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたしました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小島真由美委員) 以上をもちまして環境厚生常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和元年5月21日

環境厚生常任委員会 委員長 小 畠 真由美